

論文

「花街らしさ」の基盤としての土地所有

—下京区第十五区婦女職工引立会社の成立から—

松田 有紀子*

はじめに

現在の祇園甲部¹は観光都市・京都を象徴する名所の1つであり、「おおきに財団²」の設定する「京都五花街（かがい）」のなかでも最大の花街³である。特に花見小路に象徴される四条通以南の祇園町南側地区は、1999（平成11）年には京都市によって「歴史景観保全修景地区」に指定されるなど行政からもバックアップを受ける特殊な景観を維持する地区であり、1996（平成8）年8月に設立された「祇園町南側地区協議会」を中心に地域住民自身の手で積極的な景観保全策をとっている。

しかしこうした動きの対象となっている祇園町南側地区は花街・祇園全体から見れば歴史の新しい地域であり、「伝統的」で「花街らしさ」の根拠とされる同地区の景観は、実は明治に入ってから開発されたものである。にもかかわらず「同じ祇園甲部に属しながら、四条通をはさんで、歴史の古い北側が一部の区域（伝統的建造物群保存地区に指定されている祇園新橋の区域）を除いて歴史的町なみとはほど遠くなり、歴史の新しい南側が歴史的町なみであると感じさせる」[平竹 2002：100] という逆転現象が起きている。ホブズボウム [1983（1992）] は、「旧来の」伝統の「需要あるいは供給の側に十分に大規模で急激な変化がある場合」[ホブズボウム 1983（1992）：14] に「新しい」伝統が創られることを指摘した。歴史の浅い景観を、祇園の「花街らしさ」を担保するものとして維持しようとする「祇園町南側地区協議会」の活動は、外から祇園を訪れる人々の視線を意識した上で、同地区に「伝統」を作り出そうとするものであるといえる。

では同地区の住民に「歴史的な」町なみであると感じさせる景観を形成し、守り維持すべきものであるという意識を創り出した原因は何であろうか。平竹 [2002] は明治維新以降の祇園町南側地区にこうした景観を形成・維持することを可能にした背景として、同地区の学校法人・八坂女紅場学園（設立時は下京区第十五区婦女職工引立会社）による土地の共同所有を挙げており、このような1つの組織によるまとまった土地所有が、他の花街にはない特殊な形態であると指摘している。

八坂女紅場学園は明治初期に「遊所女紅場」として設立された機関である。「遊所女紅場」とは、本来は「浮業」である芸妓・娼妓として生計を立てる女性たちを「正業」へ更生させるための授産施設であったが、現在では花街における芸妓・舞妓の稽古施設（技芸学校）として認識されている [西尾 2007：178-9]。京都はこの「遊所女紅場」が全国に先駆けて発祥した土地であり、中でも祇園の「遊所女紅場」は京都という都市が近代化していくなかで、単なる「更生施設」に留まらない、花街運営の中核を担う重要な役割を担った。現在の同学園は理事会が運営する花街・祇園甲部の成員組織である⁴。その成員範囲は祇園町南側地区の住民・参入業者とは必ずしも一致しない。本論文は花街・祇園に生きる人々が価値づけを行う対象として祇園町南側地区に注目する。具体的には同地区に「花街らしい」景観を形成することに関与した組織として八坂女紅場学園を位置づけ、その設立経緯から土地の共同所有形態の発生を見ていく。

キーワード：共同体、土地所有、共同意識、「花街らしさ」、祇園

* 立命館大学大学院先端総合学術研究科 2008年度入学 共生領域

1. 八坂女紅場学園の土地所有形態

本節ではこの「花街らしさ」を支える条件として、現在の同地区における土地所有のありかたについて述べる。現在の祇園町南側地区の景観は行政により1999(平成11)年に決定告示された「祇園町南歴史的景観保全・整備計画」ののっとり、八坂女紅場学園のみならず、前述した「祇園町南側地区協議会」をはじめとする住民団体⁵の手で管理・維持されている[上林2008]、[太田・平竹編2009]。祇園における著名な茶屋の1つである一力の主人・杉浦貴久造氏を会長として1996(平成8)年8月に設立した同「協議会」は、「住民主体」の原則のもとに地域住民の「総意を代表する機関」として設立された、「行政当局ならびに関係組織・機関と正式折衝出来る組織」である。その構成員は祇園町南側の町内会加入住民とお茶屋などの営業主ら299戸であり[上林2007:21]、花街に関係する営業主や古参の住人を中心とした組織であると推測できる。彼らは同地区に「花街らしい」町並みを維持する活動を通じて、祇園甲部を、町並みを観賞する場ではなく、あくまで芸妓・舞妓をはじめとした特殊な職能者集団がサービスを提供する茶屋営業の場として維持していくことを目的として表明している⁶。しかし同地区に関わる人々は住人だけではなく、また同地区の住人すべてが花街の関係者というわけではない。同「協議会」の主張は、祇園町南側地区を花街としてとらえることを自明視するものであり、同地区を生活の場とする人々を花街に属する人々と、属さない人々とにフィルタリングしている。

祇園町南側地区においてこうした「花街らしさ」を積極的に打ち出した景観整備の動きを可能とする原因として、同地区の住民に茶屋経営者をはじめとする人々が多い点が挙げられるが、これに加えて同地区の土地が八坂女紅場学園によって共同所有されている点を強調しなければならない⁷。町並み維持のために建築物の外観を規制する動きは、「祇園町南側地区協議会」の設立以前に八坂女紅場学園によって行われていた。特筆すべきは同学園によって1994(平成6)年に定められた「祇園町南側建築物等外観意匠基準」(以下「外観意匠基準」)である。平竹[2002]によればこの「外観意匠基準」は、同学園の借地における建築物の新築・改築の際に「既存の伝統的建築物の外観意匠」[平竹2002:121]に規制するための27項目から成る基準である。同学園から新規参入者に借地権が譲渡される際には、同学園が「その人が祇園にふさわしいかどうか」[平竹2002:121]についての調査を行い、借地人が「合意書⁸」に同意することが慣習化している。祇園町南側地区の外部から、業者や個人が祇園町南側地区に参入するためには、「外観意匠基準」をクリアする必要がある。このように、同地区では花街成員の組織である八坂女紅場学園によって、「祇園にふさわしい」成員の選定が行われている。では具体的にどのような人物・業種を敬遠しているのだろうか。平竹[2002]は同学園の新規参入業者に関する意向を次のようにまとめている。

業種としては、廃業したり後継者がなかったりしてお茶屋が減少し、飲食店が増える傾向にあるが、物販店が増えてひと昔前の嵐山みたいになるのは困るという。また、建物の転貸のケースに多いらしいが、若い人が集まるようなにぎにぎしい居酒屋など、祇園らしい落ち着いた雰囲気が失われるのは、学園としてはどうかと思う。とりわけ花見小路沿いなど、客を呼びこむための看板が表に出されたりするのは、不釣り合いであり、不都合である[平竹2002:123]。

また1997(平成9)年2月に京都市都市景観課によって四条通の南区域を対象に実施された「居住者・事業者への町並み景観の整備に関するアンケート調査」によれば、祇園町南側から回収した188票中、「地域に存在すると困る業種」として第一位に挙げたのは場外馬券売り場(33.5%)であり、続いて風俗産業(21.3%)、パチンコ店(9.0%)、ゲームセンター(3.7%)となっている[上林2008:21]。性を連想させる産業や騒音や風紀の乱れをもたらす産業を抑えて、花見小路の南端、歌舞練場に隣接するJRAの場外馬券売り場が最も「祇園にふさわしくないもの」となっている。茶屋の顧客に静かな環境、落ち着いた景観を提供することが重要視されており、ここで問題になっている「祇園」はあくまで茶屋営業の場、花街として認識されている⁹。

このように「花街らしい」景観の維持は、法人格としての八坂女紅場学園による土地の組織的な所有と、賃貸経営という背景があってはじめて成立するものであり、その運営には評議員という形で多くの茶屋経営者が関わっている。1997(平成8)年現在、同学園は同地区の画地の62%にあたる196画地を借地として所有する組織である[太

田・平竹編 2009：201-2]。では現在の八坂女紅場学園による土地の共同所有形態が成立した背景には、いかなるプロセスがあったのだろうか。次節以降では、八坂女紅場学園の前身である下京区第十五区婦女職工引立会社¹⁰により祇園町南側地区が獲得された明治初期に注目することで、現在の同地区の「花街らしさ」の基盤となる土地の共同所有の発生を見ていく。

2. 下京区第十五区婦女職工引立会社の設立背景

(1) 明治維新に至るまでの祇園の状況

祇園は近世から祇園社（八坂神社）への参詣路に当たり、また洛中から近江・大津への玄関口でもあり、多くの人々が往来する地域であった。元和時代（1615-23）中頃には祇園社西門にかけての四条通沿いに、石段参詣人や東山への見物客を相手に茶を提供する「水茶屋」や「煮売茶屋」が設けられるようになった。ただしここでの「水茶屋」とは、掛茶屋とよばれる出店のような小さな規模のものであり、現在の「茶屋」とは、営業形態が大きく異なる[太田・平竹編 2009]。この「水茶屋」はやがて「茶立女」や「茶汲女」、「酌取女」と呼ばれる女たちを置き、客の接待をさせるようになった。これが祇園における「茶屋」のはじまりである。1654（承応3）年には京都所司代・牧野佐渡守によって、茶屋渡世一戸に「茶立女」1人に限り公許されたが、1761（宝暦11）に島原に茶屋惣年寄が申し付けられると[西川・内藤 1983]、島原を京都における遊所の総元締にして、唯一の公許の遊廓であるという立場が強調され、祇園町をはじめとする「新地」は島原への口銭の納入と引き換えに、営業許可の象徴である暖簾と表行燈を得るという体制がとられた。

祇園を含めた「新地」での茶屋営業に転機が起きたのは、明治維新を目前にした1867（慶応3）年10月である。毎年三千両を官納することと引き換えにこれらの「新地」も遊女営業・茶屋営業の永年許可を獲得し、それまでの島原を唯一の公許の遊廓とする制度が、この時点で実質的に解体された。この時点をもって祇園をはじめとする「新地」は公的に営業を認められたのである。1868（明治元）年の四条通を挟んでの祇園町の南北分離（「下京第十五学区之部」[碓井編 1915：329]）を経て、1870（明治3）年時点での祇園の範囲¹¹は、大和大路東入から、八坂神社西門石段下に至る四条通沿いに位置する祇園町南側・旧膳所藩邸および祇園北門前町などを合併、拡張した祇園町北側・内六町・外六町・そして祇園町南側一筋目から下河原に位置する清井町と記録されている（「祇園町八坂新地」「島原」[京都府勸業課 1872：108-9]）。この時点では現在の花見小路周辺は祇園町南側に組みこまれておらず、建仁寺の寺領として確認されている（図1参照）。

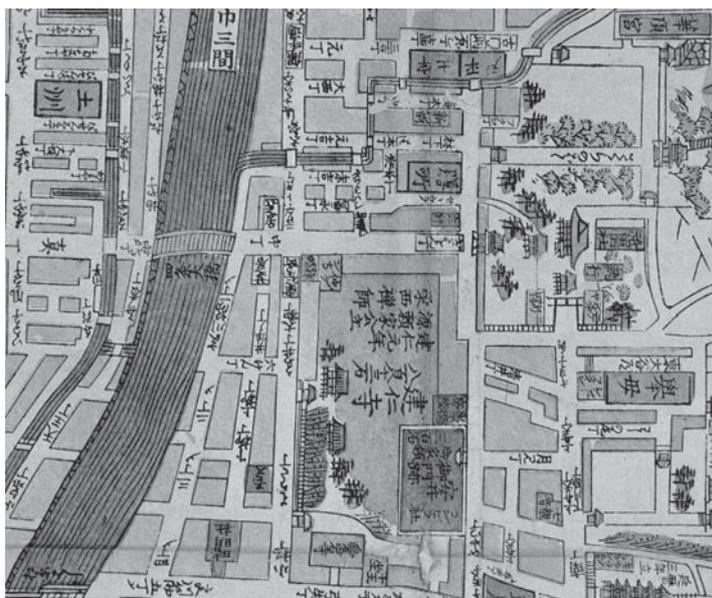


図1 1868（慶応4）年「京町御絵図細見大成」

（出典）矢守一彦・大塚隆 1977『日本の古地図⑩ 京都幕末維新』講談社

(2) 設立への動き—町単位の「会社」設立と「芸娼妓解放令」

祇園にとっての第2の転機は、東京遷都後の1870（明治3）年10月である。この年京都府は島原を中心とした遊廓の管理制度を廃止し、島原から各遊廓へ下されていた鑑札を、町組によって提出された「名前順」を元に、京都府が直接授受する体制に移行した¹²。京都府による遊廓の直轄管理体制への移行により、これ以降営業免許地以外での茶屋・遊女屋の新規開業は禁止され、「浮業」地の限定が行われることになった。祇園町はこれらの業種の免許地として定義されたのである。

ここで問題となるのが、同時に町組ごとに茶屋・遊女屋に同業者による「会社」を設立させたことである。『京都府下遊廓由緒』によれば、「於遊所遊女と唱来候者」を取締まる組織として「遊女商社」が、「芸者と唱来候分」を取締まる組織として「茶屋商社」が布告により定義されたという。同一の町組内での同業者組織としてのこれらの「会社」は、京都府に取締方規則の作成・提出を義務づけられ、町組単位で管理されることになった。こうした管理体制の成立は、町組ごとに「遊所女紅場」が設立された動きとあわせて考える必要がある。この会社体制は同年11月に改定され、「芸者を召抱之者」を新たに「芸者商社」として組織することが義務づけられた（「島原」[京都府勸業課1872：108]）。また1873（明治6）年には傾城屋・遊女屋・茶屋といった営業は「貸座敷」と改められ、芸者は芸妓、遊女は娼妓と改称された[京都府1974：381-2]。

その最中である1872（明5）年10月2日に公布されたのが、太政官布告第295号「芸娼妓解放令」である。この法案は「人身ヲ売買致シ終身又ハ八年期ヲ限り其主人ノ存意に任セ虐待致シ候ハ人倫ニ背キ有マシキ事」として、年季奉公人を一切解放し、年季奉公の前借金についての貸借訴訟は全て取り上げないとするものである。この際遊女・芸者が年季奉公人として判断されたために、この布告によって芸娼妓は建前上解放された。これについて京都府は10月に「遊女芸妓改正ノ儀」を布達している[京都府総合資料館1972：473-4]。これは身分としては年季奉公から解放されたものの、生計を立てる術をもたない芸妓・娼妓と、「商品」を失い未曾有の不況に陥った遊廓への「救済措置」として出された政策である。京都府はこの規則の中で「本人真意」で遊女・芸者・茶屋渡世を続けたい者については、勸業場¹³へ届出させた上で「席貸¹⁴」渡世として営業を許可した¹⁵。また遊女は月税2円、芸者は1円、「席貸」は3円という重税が義務付けられた。同年新たに下京区第十五区と変更された祇園に、「遊所女紅場」として婦女職工引立会社（翌年下京区第十五区女紅場に改称）が設立したのは、このような非常に厳しい状況下であった。

(3) 京都府政における女紅場の位置

女紅場とは「養蚕・紡績・機織・刺繍などの「女紅¹⁶」の教育を中心にした教育機関」[坂本清泉・坂本智恵子1983：13]である。京都では遊所に所属しない、一般の女性の教育機関にもこの「女紅場」という名称を使用しており、勸業課によって(1)女紅場（新英学校及ヒ女紅場）、(2)市中女紅場、(3)「遊所女紅場」の3種類に分けられている。このうち(1)は1872（明治5）年4月12日に賀茂川涯土手町岩倉氏旧邸内に設立された新英学校付設の女紅場を指す。新英学校は華族・士族の子女を対象とした英語を学ぶための教育機関である。その目的は高等教育の振興にあり、東京遷都以後の京都復興計画の一環として位置づけられていた。(2)の市中女紅場は市中に編成された小学校区が設立した区内の婦女子を対象にした教育機関である。文部省は1872（明治5）年8月2日に「学制」を發布し義務教育制度を採ったが、京都府はこれに先駆けて1869（明治2）年には新たに改正した町組によって64の小学校を開設している[辻1977：128-130]。対して京都における初の市中女紅場は、この「学制」発布後の1873（明治6）年2月4日に上京第三十区から「女工之儀ニ付御届書」が提出され、同年3月に開場している。明治初年の段階において、京都府では教育制度の整備が重要な問題としてとらえられていたことが、(1)と合わせて推測できる。

対して(3)の「遊所女紅場」とは、芸妓・娼妓を対象とした授産施設である。この制度は「芸娼妓解放令」を受けて遊廓の茶屋営業者側から設立を願い出て許可された施設であり、以降東京府はじめ他府県でも採用された。その目的は「浮業」鑑札を受けた芸妓・娼妓を生業とする者たちを就労訓練によって「正業」に就かせることにあった。1870（明治3）年7月の「京都府施（庶）政大綱」には、京都復興五大政策の第四項に「職業教授ヲ開キ遊民ヲ駈テ、職業ニ基カシムルコト」という一文がある。「遊民」と定義されているのは芸妓・娼妓・男芸者をはじめとする「浮業」を生業とする人々であり、彼らへの授産が重要な課題となっていたことがわかる。当時の遊廓統制もまた市政局勸業課の管轄の下で進められたものである。

3. 祇園町南側地区の獲得・開発

(1) 京都府との折衝

本節では下京区第十五区婦女職工引立会社による土地の獲得・開発のプロセスから、こうした動きが誰により、どのような条件のもとで成立したのかを見ていく。京都府に対して、下京区三十三番組から下京区第十五区へと再度町組が変更になった祇園が「婦女職工引立会社取立願書」（以下「取立願書」）を提出したのは、「芸娼妓解放令」公布直後の1872（明治5）年10月であった。これは初の市中女紅場である柳池女紅場の願書が出されるよりも早い。差出人は同区区長である茶屋・一力主人の杉浦治郎衛門¹⁷、副区長・井口彦左衛門はじめ、祇園町北側戸長、祇園町南側戸長以下、内六町・外六町の各戸長、そして同区の遊女芸者券番所支配人・井上與三郎・武田仙助の15名による連署となっている。同年11月に京都府はこれを認可し、下京区第十五区に対し婦女職工引立会社の計画を「御時勢ヲ恐察シ奇特之事」と評価した上で、区内の「席貸」業者・遊女・芸者からの納税の半分をこの婦女職工引立会社の助費金とすることを定めている¹⁸。同年3月11日下京区第十五区婦女職工引立会社は設立した¹⁹。以後これに倣い京都府下の他遊所地区にも婦女職工引立会社が次々と設立され、1874（明治7）年2月には「遊所女紅場」と改称している〔京都府立総合資料館1972：485-6〕。こうした「遊所女紅場」はなぜ必要となったのだろうか。下京区第十五区の「取立願書」では、「遊女藝者」も「明日ハ人之母ト成ル」身である以上、その子どもに道理を教え、その子どもまた「浮業」に陥ることを避ける必要があると主張している。また設立目的は「食力益世之努ヲ知ラス年月ヲ経ル内終ニ機会ヲ失ヒ生涯ヲ誤ル」ことがない様に、「浮業ヲ「正業」ニ変換スルノ緒口ヲ開」くことである。「遊所女紅場」は京都府勸業課の管轄下にあり、「芸娼妓解放令」施行下も営業を続けるために芸娼妓の更生を通じて殖産興業につなげる施設として位置づけられていた。

(2) 運営形態と活動

「取立願書」提出の際別紙として添付された44条から成る「会社規則」によれば、下京区第十五区婦女職工引立会社の財源は区内の積立金によって賄うとある〔京都府立総合資料館1972：474-81〕。第30条によれば、この積立金は同区小学校の会社共有金から借り入れられている。これは後述する同区婦女職工引立会社が獲得した土地の地代についても同様であり、これ以後1878（明治11）年4月に完済するまで、婦女職工引立会社（当時は八坂女紅場）は小学校に対して毎月30円ずつ返済を続けた（「八坂女紅場所有地の紛争顛末（七）」『大阪朝日新聞京都附録』1900（明治33）年7月24日）。この小学校とは1869（明治2）年7月22日に学制公布にさきがけて同区に開校された小学校会社・八坂小学校²⁰のことである〔京都市1987：196-7〕。辻〔1977〕によれば小学校会社とは「京都市制の基盤」であり、「小学校と小学校会社と町組は同じ母体の上に成立し、小学校と小学校会社は町組によって運営」される組織であると同時に、当時各区内の会計事務を管轄する機関であった²¹〔辻1977：133〕。その性格は「組中の同志の出金を基立金として結社し、預金は月一分の利息、貸付けは月一分半の利息をとる金融会社のようなもの」であったという〔辻1977：130〕。

このように下京区第十五区婦女職工引立会社は同区が設立した施設であったということが推測できる。ではその運営形態はどのようなものだったのだろうか。「会社規則」によれば婦女職工引立会社には社中会議が設けられた。これは最高責任者である統取・副統取以下、勘定役、支配人、区内戸長、各授業を担当する教局婦人を監督する立場にある取締婦人からなる会議であり〔京都府立総合資料館1972：477-81〕、同区区長が統取²²を、副区長は副統取を兼任した。前項で述べたように婦女職工引立会社設立時の下京区第十五区の区長は茶屋・一力主人である杉浦治郎衛門である。同区の「遊所女紅場」は区長、副区長、戸長といった行政官を務める地域の有力者が運営し、その中には杉浦のような有力な茶屋経営者が組み込まれていた。その活動内容は「会社規則」によれば「遊女芸者其外浮業ノ鑑札」を受ける者に「衣服裁縫、養蚕、鹿子絞、刺繍」といった技術を教授することである。授業料は無料であったが、生徒である芸妓・娼妓には製品を作ることで費用を償うことが求められた。また区内の全ての芸妓・娼妓に入社が義務づけられており、引立会社の施設への出入は券番（花街の事務所）によって厳しく管理されていた。下京区第十五区第十五区婦女職工引立会社は教育機関であると同時に、花街の存続のために「浮業」者である芸妓・娼妓の身体を管理する組織でもあったといえる。こうした活動内容は他の区における「遊所女紅場」に類似するも

のであるが、下京区第十五区の特徴的な活動として挙げられるのは、土地の獲得・開発である。

この活動に関係するのが、1872（明治5）年の第1回京都博覧会において附博覧として創設された「都踊」である。この博覧会は前年の京都博覧会²³の実績を得て組織された京都博覧会社と、府によって設けられた京都博覧会御掛という部署による官民共同の政策であった。「都踊」は、花街・祇園によって、この京都博覧会に娯楽性を付与するためにレクリエーションのひとつとして開催された。前述した杉浦をはじめとする地域の有力者たちは、祇園新地新橋通小堀（東大路）西入南側の松之屋において「都踊」を開催させた。この年の成功を受けて翌1873（明治6）年には急場しのぎの小さな会場に代わり花見小路西側に「都踊」の舞台として歌舞練場が新築されることになった。この用地となったのが、同年2月に京都府から下京区第十五区婦女職工引立会社²⁴に払下げられた建仁寺の寺地であり、本論文が問題にしている現在の祇園町南側地区である。次項にこの経緯を詳しく述べたい。

(3) 建仁寺の寺地獲得と祇園町南側の開発

建仁寺は「社地領上知令²⁴」にもとづき、下京区第十五区婦女職工引立会社設立の前年1872（明治5）年5月に祇園町南側の7,455坪を京都府に上地している。更に同年10月には「窮民授産所」のために6,720坪を「寄附地」として献上したため、計14,175坪を失うことになった（「八坂女紅場所有地の紛争顛末（十一）」『大阪朝日新聞京都附録』1900（明治33）年7月30日）。その範囲は、東は八軒町（別名藪の下、祇園社石段下より南から安井道（現在の東大路）の西）の裏側、西は歌舞練場の裏側、南は大中院、北は祇園町南裏まで及んだ（「八坂女紅場所有地の紛争顛末（十二）」『大阪朝日新聞京都附録』1900（明治33）年7月31日）。この地域が1872（明治5）年12月に京都府から下京区第十五区へ芸娼妓の授産のために払い下げられた土地²⁵であり、現在の祇園町南側地区に相当する。

1872（明治5）年当時下京区三十三番組として編成されていた祇園の中年寄・杉浦治郎衛門と井口彦左衛門は、同年10月の婦女職工引立会社設立申請に先立ち、京都府に対して3月と9月の二度にわたって地区の「窮民授産」施設用地として「祇園町通南側裏地建仁寺持藪地」の払下げを願い出て同年許可された（「甲第一号証 奉願口上書」）。こうして同区は前述した建仁寺の土地に加えて、六波羅蜜寺末寺の蓮乗院・蓮華光院の合計3か所を新たに獲得した。当時この地域には建仁寺の塔頭がいくつか存在したが、そのうち廃寺同様であった6カ寺を除く清住院・正伝院・福寿院・大仲院がこの間に下京区第十五区へと払い下げられている（『京都新聞』）。同区は更にこの翌年1873（明治6）年1月5日にこの土地の地券下げ渡しを願い出てこれも認められた²⁶。

建仁寺の塔頭であった旧清住院の建物をそのまま利用するかたちで、先に述べた歌舞練場が開場したのは1873（明治6）年3月16日である。また同年織田有楽斎ゆかりの旧正伝院が有楽館となり、「都踊」の際に芸妓による點茶席が設けられた他、婦女職工引立会社付属の製茶場も設けられている。その他の塔頭についてもそれぞれ婦女職工引立会社構成施設として転用された。日向[1998]によればこの工事を担当したのは近江屋清左衛門という町屋大工であるが、彼は杉浦治郎衛門と姻戚関係にあった[日向1998:198-9]。杉浦家と近江屋の関係からも、杉浦が同区「遊所女紅場」設立の中心人物であったことが推測できる。またこの開発工事に併せて歌舞練場に通じる花見小路・南園小路・初音小路・青柳小路という4本の新路が拓かれたが、この周辺にはやはり近江屋によって合計32戸の借家²⁷が併せて建てられ、この地区への新規参入者を拡大した[日向1998:205-8]。この小路のなかで最も特筆すべきは四条通から建仁寺北門に通じる花見小路である。桜並木が植えられたこの小路は祇園の新たなランドマークとなった。現在の祇園町南側の景観もこの花見小路をメインストリートとして成立している（図2参照）。図1と比べて祇園町南側の拡大は著しい。対して建仁寺の領地は減少している。明治維新にともなう「社地領上知令」を契機にして同学園は所有地の範囲を拡大した。またこの新路開発に合わせて茶屋・一力は清井町へと移転し四条通に面した所在地を女紅場に譲り渡しており、下京区第十五区においていかに地域の開発が重要視されたかがわかる。

このように「芸娼妓解放令」が出される以前に、京都府に対して建仁寺の寺領払下げを願い出るなど、早い段階から「遊所女紅場」の設立準備を行っていた点は他の京都花街と比較して下京区第十五区の特徴である。下京区第十五区婦女職工引立会社の設立によって、現在の祇園町南側の景観の下地が形成されたといえるだろう。

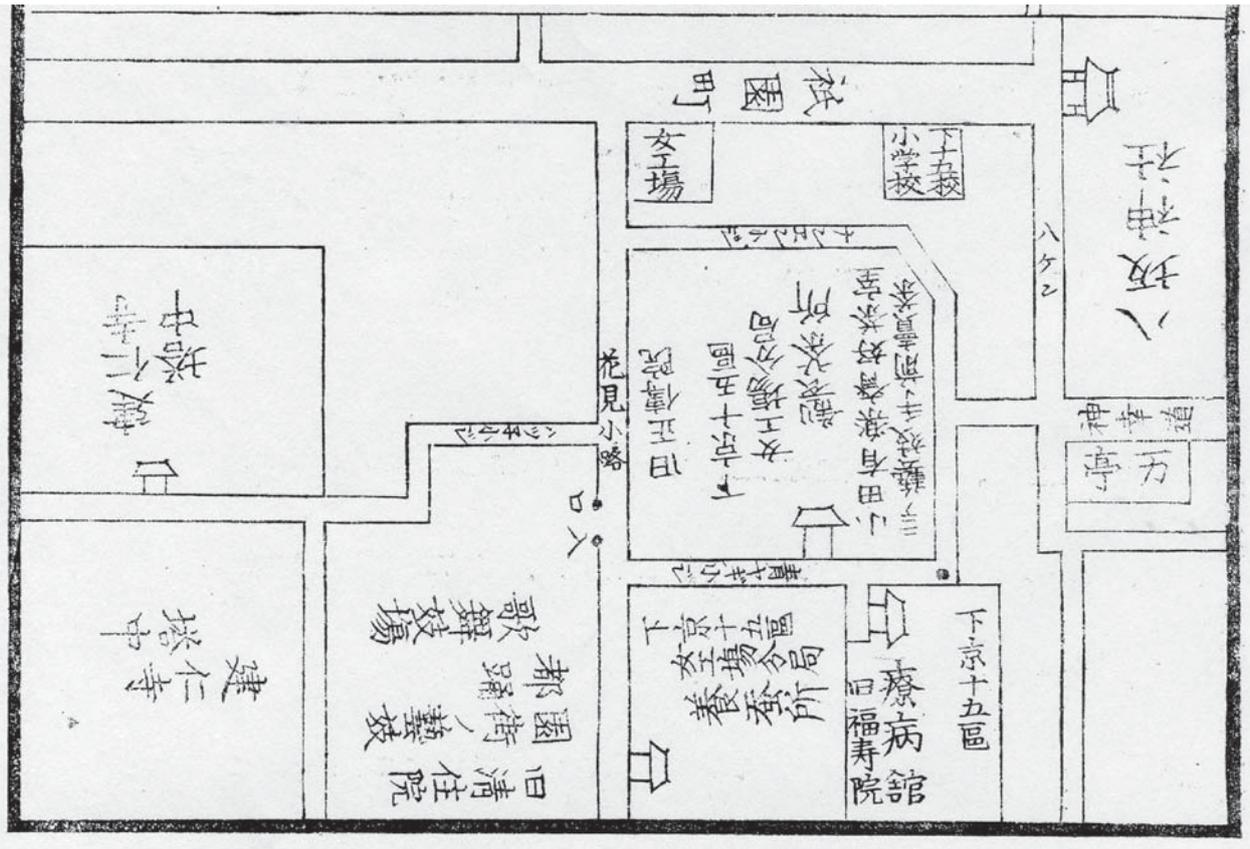


図2 「下京区第十五区八坂新地ノ内祇園町女紅場」周辺の新路略図

(出典)『京都新聞』西京新聞社 1873(明治6)年5月

おわりに

以上のように、下京区第十五区婦女職工引立会社の設立経緯から八坂女紅場学園による土地の共同所有化のプロセスを指摘してきた。現在の祇園町南側地区の景観を語る上で特に注目すべきは、下京区第十五区という町組を基盤とした同区の「遊所女紅場」のありようである。設立にあたり同区の小学校会社の資金が用いられていた点、区長・副区長・戸長といった同区の統率者が組織の運営役となっている点などがその特徴として挙げられる。明治初年の段階で八坂女紅場学園が大規模な土地を獲得し、現在の祇園町南側地区の景観基盤を築いた背景には、杉浦をはじめとする有力な茶屋の経営者たちの存在があった。彼らのこの活動は「藪地」であったこの地域に新たな価値づけを行ったといえる。

このように下京区第十五区婦女職工引立会社花街として開発された祇園町南側地区の景観は、訪れる客の目を意識したものであったという点で、「祇園町南側地区協議会」が維持するべきであると主張する、現在の同地区の空間性につながるものである。この土地は現在に至るまで花街・祇園甲部という共同体の資産として設定され、不動産の運営者である八坂女紅場学園と共に維持されていく。また有力な花街成員が、茶屋経営の場にふさわしい景観を牽引するという状況についても同様に確認することができる。花街成員を中心とする住民団体による、祇園町南側地区を旅屋営業の場として維持することは地域住民全体の「共同意識」であるという主張が可能になる背景には、このような歴史的経緯をもつ八坂女紅場学園の存在がある。しかしこうした動きの基盤として存在した、生活の場を同じくする人々のまとまり²⁸としての町組は、新規参入者の存在や花街・祇園の観光資源化によって大きく揺らいでいる。「祇園町南側地区協議会」を中心とする景観維持の活動は、地域住民の「共同意識」を強調することで花街成員から起こされた地域の統一性を保持しようとするアクションであると分析することができる²⁹。

今回は同地区住民の「共同意識」を支える背景として、八坂女紅場による土地の共同所有の歴史的経緯に注目し

てきた。窮民授産のための「更生施設」としてはじまった祇園の遊所女紅場はその後どのようにこの広大な土地を運用していったのか、この土地をめぐるコンフリクトを通じてどのようなエージェントの存在を指摘できるのか、そしてそこにどのような地域コミュニティの変容があったのか。今後はこうした問題を花街成員の状況依存的な範囲変動のありようや、祇園町南側を生活の場とする人々や、その周辺に位置する人々、そして客として訪れる人々が、同地区に対してどのような価値を見出したのかという点から考えることで、こうした祇園像がどのように現代の状況に接続するのかについて詳しく検討していきたい。

注

- 1 1881 (明治 14) 年 9 月、祇園のうち祇園町北側の膳所裏地域が分離独立した。膳所裏の営業者は美磨女紅場を設立し、元の下京区第十五組女紅場は八坂女紅場と名乗った。1886 (明治 19) 年 7 月に府令第 3 号五業取締規則がだされると、一旦この 2 団体の区分は廃止されたが、同年 8 月には京都府の認可を得て再び分離した。この際府庁から指令を受けて、それぞれ祇園新地五業組合甲部事務所と同祇園新地五業組合乙部事務所を設立した。甲部は八坂女紅場に所属する営業者団体であり、乙部は美磨女紅場に所属する営業者団体である (1949 (昭和 24) 年に祇園東と改称)。本論文で取り上げる祇園町南側地区は甲部に属する地域である。甲部の区域は祇園町南側、膳所裏を除いた祇園町北側、中之町、富永町、清本町弁財天町、元吉町、二十一軒町、常磐町、橋本町、川端町、林下町の半分、清井町の一部、宮川筋 1 丁目、下河原に属する鷺尾町、下河原、月見町、上弁天町の 19 町である [確井編 1915]。
- 2 平成 8 年 (1996) 5 月に社団法人京都市観光協会と京都花街組合連合会により設立。正式名称は財団法人京都伝統伎芸振興財団。その主な事業は五花街合同公演開催、後継者の育成、花街に貢献した伝統伎芸保持者の認定など (『おおきに財団とは』『おおきに財団 website』 website <http://www.ookinizaidan.com/> 参照。アクセス日 2009 年 10 月 14 日)。
- 3 加藤 [2009b] によれば、「芸妓が営業をする街区で、置屋・待合茶屋・貸席などの関連するサービス業が集積」する場であり、「地域によっては二業地・三業地の営業が許可された地区」 [加藤 2009b : 18] として定義される。
- 4 理事会は祇園の芸妓・舞妓たちの所属する学校である祇園女子芸芸学校長と、評議会に所属する評議員から選出される理事から構成される。評議会は祇園新地甲部お茶屋組合員や、祇園女子芸芸学校の教師、芸妓らによって構成される評議員から成る [平竹 2002 : 119]。
- 5 例えば同学園の私道を管理する団体として、2001 (平成 13) 年に設立された特定非営利活動法人 (NPO 法人) 「祇園町南側地区まちづくり協議会」がある [上林 2008]。
- 6 「祇園町南側地区協議会」が行政主体の景観維持政策に対してもつ認識は、「歴史博物館的な発想によって整備されるなら単に観光名所にするだけのことであって、地域から活力を奪うことになるだけ (傍点引用者)」というものである [上林 2008 : 21]。
- 7 祇園と同じ京都花街のひとつ、上七軒の花街に対する住民意識を分析した竹中 [2006] は、祇園において花街イメージを強調するまちづくりが可能になった背景に「祇園地区の茶屋が上七軒と比較して地域の世帯数に占める割合が大きく発言力があつた」点や、商業地としての性格を指摘している [竹中 2006 : 160-1]。
- 8 同学園による「町並保存に関する趣意書」にもとづく文書であり、「①互いに祇園の町なみ保存の必要性を確認する、②建物の増改築、補修などの工事をするときには地主の承諾を得る、③借地権を譲渡するときには相手方に町なみ保存の必要性を伝えて了承させ、事前に所定の書類に連署して地主の承諾を得る、④地主は、祇園の町なみ保存のために工事の制約をするので、(工事) 承諾料につき相当額を減額して承諾する」との内容から成る [平竹 2002 : 122]。
- 9 こうした基準によって守るべき祇園の空間性は、2004 (平成 16) 年の「祇園町南側地区協議会」総会において決議された「町式目」における啓発文の中で「祇園情緒」ということばで表現された [上林 2007 : 26]。上林 [2007] によれば、「町式目」はその文頭において祇園の成員を「当地区の居住者ならびに店舗経営者・従業員」と定義した上で、「よき伝統・慣習、良好な商・住環境、祇園情緒」の継承発展のために、「町式目」の事項を順守することを「予め了承しているもの」と規定しているという [上林 2007 : 26]。
- 10 ここでの「会社」は現在の会社組織とは異質なものである。高村 [1996] は「全員が無機能・有限責任出資者からなる株式会社」の存在は近世の日本にはなかったと結論付け、近世と近代の断絶を指摘する [高村 1996 : 26]。また会社を「法人格を持つ合名会社・合資会社・株式会社」として定義した会社法の施行は 1893 (明治 26) 年 7 月 1 日である [高村 1996 : 174-5]。
- 11 この間祇園は 1870 (明治 2) 年の町組改正により、行政上は下京区二十四番組に編成されたが、同年 12 月には下京区三十三番組へと変更された。町組とその改正については脚注 12 にて後述。
- 12 町組とは、京都において「応仁の乱後、町衆たちの法華一揆が猖獗をきわめた頃、京都市中の町々が町の自治・自衛のために団結し、その組織化をはかって結成」した「地域的な連合自治体」である [辻 1977 : 11]。辻 [1977] によれば、京都府は 1868 (慶応 4) 年 7 月 10 日に「町組五人組仕法」を傳達し上京・下京をそれぞれ上大組・下大組に割振った上で、約 20 町で 1 組の小組を編成し、上京何番組、下京何番組という名称を用いた。この編成は 1869 (明治 2) 年 1 月晦日に改正され、三条通を境として上京三十三番組、下京三十二番組、計 65 番組体制に変更された。平均 25.6 町で 1 組を形成し、各町組に新たに中年寄・添年寄が選出され統治にあたった。

- 13 勸業場とは1871(明治4)年2月開設の京都府勸業課の出張所で、授産所・舎密局・授産所・製革場・牧畜場・女紅場等を管轄する機関であり「府設産業機関の中核」[寺尾1943:55]であった。
- 14 加藤[2009a]は近世の京都花街における「貸座敷」業を、「時限・日限を設けて部屋を貸す」[加藤2009a:115]空間レンタル業として定義しており、前述の1873(明治6)年に傾城屋・遊女屋・茶屋を包括する概念として採用された「貸座敷」概念とは明確に区分している。この新しい「貸座敷」概念を受けて、旧来の「貸座敷」業を指す名称として登場した名称が「席貸^{おちや貸}」であるとする。
- 15 1883(明治6)年12月12日には東京府達第145号「東京府貸座敷渡世規則」および「娼妓規則」、「芸妓規則」が公布されている。鑑札を受けた娼妓(公娼)による売春を許可し、娼妓の年齢を15歳以上に規定、月2回以上の性病検診義務付け、貸座敷業者は5円、娼妓は2円、芸妓は3円の鑑札料納税義務付けなどからなるこの達は、以降の他府県の貸座敷取締規則の方向を決定付けたものであり、事実上の近代公娼制度のはじまりとされている。京都府は他府県と比較しても非常に早い段階で、性産業の正当性が保障された府である。これ以降娼妓を続ける女性たちは、制度上は解放されたにもかかわらず、「浮業」を好んで生業とする「賤業」者とみなされていった。
- 16 坂本によれば「女紅」は本来女性の手仕事を指すことばであり、本来は必ずしも遊廓や芸娼妓と不可分の存在であったわけではないという[坂本清泉・坂本智恵子1983:33-4]。
- 17 渡会[1976]によれば、明治政府高官として政治の中核にある長州藩志士たちは、幕末から祇園町とつながりが深く、特に当時の京都府参事横村直正と杉浦が懇意にしていたことはよく指摘されることだという。
- 18 「席貸遊所藝者共税金其区内之分半方右会所助費金トシテ下渡候」との記述がある。[京都府立総合資料館1972:477-81]
- 19 この同年同月には下京区第十六区(島原)もまた婦女職工引立会社の協立を稟請しており、同様の処置を受けている。申請時期は第十五区より遅いものの、1873(明治6)年2月11日に下京区第十六区婦女職工引立会社は開業した。日本初の遊所女紅場の誕生である。翌年下京区第十五区女紅場、1881(明治14)年八坂女紅場に改称された[京都府立総合資料館1972:485-6]。
- 20 八坂小学校は前述した当時の町年寄・杉浦治郎衛門により、祇園町南側にあった当時の町会所を改装して設立されたものであった。杉浦は婦女職工引立会社設立時には下京区第十五区区長である。杉浦家は「祇園町南側地区協議会」の会長をつとめるなど、現代に至るまで祇園町南側の中核にある茶屋であるが、その基盤はすでにこの時期に築かれていた。辻[1977]によれば当時の番組=区の運営には「区・戸長はもちろんのこと、総区長にいたるまで依然として、町一町組の年寄の系譜を引く人々」[辻1977:170]があつた。杉浦もこの系譜に位置する人物であるといえるだろう。
- 21 辻[1977]は幕末においては「町内の諸借財・諸入用を賄うためにも各町で「講」が催された」と指摘した上で、小学校会社設立について「町中一同としての寄付や献金」[辻1977:136]を可能にした原因をこうした町組単位の相互扶助のシステムに求めている。
- 22 同「会社規則」では頭取ではなく統取という役職名が用いられている[京都府立総合資料館1972:477-81]。
- 23 1872(明治5)年3月10日から5月末日までを会期とし、西本願寺、建仁寺、知恩院を開場として開催された同博覧会は、『京都博覧會沿革誌』によれば一般邦人來観者31,103人、学校生徒7,531人、外国人參觀者770人にのぼり、「初めて京都市街を一般外国人に公開する機会」(松村編1968:36)として重要な意味をもち、以降毎年開催されることになった。
- 24 1871(明治4)年1月5日布告。寺社仏閣の所有する地所を取り上げ、官有地とする法律。
- 25 確井編[1915]によれば、同年まで建仁寺は54,179坪を所有していたが、その地所は土地や寄附によって23,477坪9号にまで激減したという。
- 26 1873(明治6)年2月20日、下京区第十五区は地価上納書を京都府に提出した。この払下げ代価は1坪6錢2厘5毛であり総額943円93錢8厘で18,513坪が払い下げられた。1878(明治11)年4月同区遊所女紅場は同区小学校へ地代を完済し、下京区第十五区女紅場は名実ともにこの土地の所有者となった(「八坂女紅場所有地の紛争顛末(七)」『大阪朝日新聞京都附録』1900(明治33)年7月24日)。
- 27 こうした借家を中心とした不動産は、同区女紅場の所有財産であり、のちにこの収入をめぐって祇園の内部においてコンフリクトが発生し、甲部・乙部の分離に至った(「祇園新地甲乙両部の交渉」『大阪朝日新聞京都附録』1900(明治33)年8月23日)。これは今回新出の史料である。
- 28 このような土地を通じた組織と社会的コンテクストの維持を扱った研究に、森[1989]のオーストリアの農村における「生活共同集団」を対象にした仕事がある。森は家とセットになった保有財産をめぐる生産と消費のシステムを「エステイト」と定義し、この「エステイト」が維持されるために「農民」の生活共同集団が途切れることなく存続してきたことを指摘した。地域住民の組織それ自体ではなく、共有財産の維持によって組織が維持され、これに付随する「共同意識」が再生産されていくという意味では、祇園町南側地区にと共通する事例である。
- 29 和崎[1987]は京都北山で左大文字を維持する地元組織の事例から、自己客体化されない素朴なレベルでの「あるがままのエスニシティ」と、「見る者」の目を意識し、他者にはない自分たち独自の「伝統」として行事を再編する「アーバン・エスニシティ」を対置した上で、これらのエスニシティのせめぎあいを通じて外部者との共通地平を生み出そうとする「開放性や観光性に対応した自己認知」の存在を指摘した[和崎1987:227-230]。本論文でとりあげた「祇園町南側地区協議会」の活動は、花街・祇園としての自己認知を祇園町南側地区の住民全体の「共同意識」としてアピールするものであり、和崎の言う「アーバン・エスニシティ」による動きであると指摘できる。

文献

- 明田鉄男 1990『日本花街史』雄山閣
- 碓井小三郎編著 1915『京都坊目誌 下巻之十五』平安考古学会(再録:1934『増補 京都叢書 第十三巻』井出時秀(編)、pp.323-413、京都叢書刊行会)
- 太田達・平竹耕三編 2009『京の花街——ひと・わざ・まち』日本評論社
- 加藤政洋 2009a『角川選書 448 京の花街ものがたり』角川学芸出版
- 2009b『敗戦と赤線——国策売春の時代』光文社
- 上林研二 2008「景観保全と防災の両立をめざしたまちづくり——祇園町南側地区の取り組み——」(『住宅総合研究財団研究論文集』No.34 pp.15-26 住宅総合研究財団)
- 京都市 1987『史料京都の歴史 10 東山区』平凡社
- 京都博覧協会 1903『京都博覧會沿革誌 全』京都博覧協会
- 京都府 1974『京都府誌 下(復刻版)』名著出版
- 京都府立総合資料館 1972『京都府百年の資料 四 社会編』京都府
- 坂本清泉・坂本知恵子 1983『あゆみ教育学叢書 10 近代女子教育の成立と女紅場』あゆみ出版
- 京都府勧業課 1872『京都府下遊廓由緒』(再録:1986『新撰京都叢書』、新撰京都叢書刊行会(編)、pp.103-161、臨川書店)
- 高村直助 1996『歴史文化ライブラリー 5 会社の誕生』吉川弘文館
- 竹中聖人 2006「歴史的環境としての花街とまちづくり——北野上七軒を例に——」(立命館大学大学院先端総合学術研究科紀要『Core Ethics』Vol.2 pp.153-164)
- 辻ミチ子 1977『機関論叢 日本文化 8 町組と小学校』角川書店
- 寺尾宏二 1943『明治初期 京都経済史』大雅堂
- 松村英男編 1968『京都百年』毎日新聞社
- 西尾久美子 2007『京都花街の経営学』東洋経済新報社
- 西川孟・内藤昌 1983『角屋』中央公論社
- 平竹耕三 2002『コモンズとしての地域空間——共用の住まいづくりをめざして』コモンズ
- 日向進 1998『近世京都の町・町家・町家大工』思文閣出版
- 森明子 1989「生活共同集団の展開過程とエステイトの維持——オーストリア、ケルンテン州 N 教区の事例から」(『民族学研究』No.54 (1) pp.20-43 日本文化人類学会)
- 矢守一彦・大塚隆編 1977『日本の古地図⑩ 京都幕末維新』講談社
- 和崎春日 1996『大文字の都市人類学的研究——左大文字を中心として』刀水書房
- 渡会恵介 1977『京の花街』大陸書房
- Hobsbawm, Eric & Ranger, Terence (eds.) 1983 (1922) *The Invention of Tradition*. Cambridge University Press. (『創られた伝統』前川啓治・梶原景昭他訳: 紀伊國屋書店)
- 『京都新聞社』西京新聞社、1873(明治6)年5月
- 『大阪朝日新聞京都附録』大阪朝日新聞、1900(明治33)年7月11日-8月31日
- 「風雲京都史 明治編(100) 花のまち(+)」『京都新聞』1968(昭和43)年4月21日日・朝刊(3):1(朝刊(3):縮刷版)
- 京都府立総合資料館 「甲第一号証 奉願口上書」(「共有権確認請求訴状 付属書写」、『第三課 明治三十四年一月私立学校一件』京都府庁文書)

Land Ownership as the Foundation of the “Essence of the *Hanamachi*” in Gion

MATSUDA Yukiko

Abstract:

Gionmachi Minamigawa's landscape is preserved by the Gionmachi Minamigawa Council, which consists of residents and *ochaya* (teahouse) managers; the council claims that the “essence of the *hanamachi* (teahouse entertainment area)” is the landscape. Based on newspaper reports, a nonprofit organization's report and government records, this report analyzes how the essence of the *hanamachi* originated in land purchases and district development by the Working Women's Society of Shimogyo Ward. The Gionmachi Minamigawa Council declares that it is the consensus of the district residents to preserve the place for *ochaya* to operate their businesses. The two leading actors in owning and developing the district have been the *ochaya* managers and the local community of the *machigumi*. Even today, the district is owned as common property by the Yasaka Nyokoba School, an educational corporation which succeeded the Working Women's Society. However, the unity of the community has tottered, and different residents now find other meanings in the landscape of the district; nevertheless, the members of the *hanamachi* are trying to maintain their unity by emphasizing the identity of Gion as a *hanamachi*.

Keywords: community, land ownership, consensus, essence of the *hanamachi*, Gion

「花街らしさ」の基盤としての土地所有 ——下京区第十五区婦女職工引立会社の成立から——

松 田 有 紀 子

要旨：

本論文は祇園甲部の「花街らしさ」の起源として、下京区第十五区婦女職工引立会社により祇園町南側地区が獲得・開発された経緯を分析する。同地区では町内会員や茶屋経営者らによって設立された「祇園町南側地区協議会」を中心に、地域住民による景観保全策をとっている。同協議会は町並みを祇園の「花街らしさ」の根拠であると考え、茶屋営業の場としての祇園の維持を住民全体の「共同意識」として表明している。

本論文では歴史史料を用いることで、明治初期における同地区の獲得・開発の牽引役となった有力な茶屋営業者や地域コミュニティとしての町組を指摘する。現在も八坂女紅場学園により花街の共同資産としてこの土地は維持されている。しかし生活の場を同じくする集団としての町組はゆらぎ、同地区の景観は住民の所属や参入時期によって異なる価値が付加され、花街成員は花街・祇園を強調することで同地区の統一性を保持しようとしている。

